

**規制改革会議
国際経済連携タスク・フォース**

**平成19年5月10日
財務省提出資料**

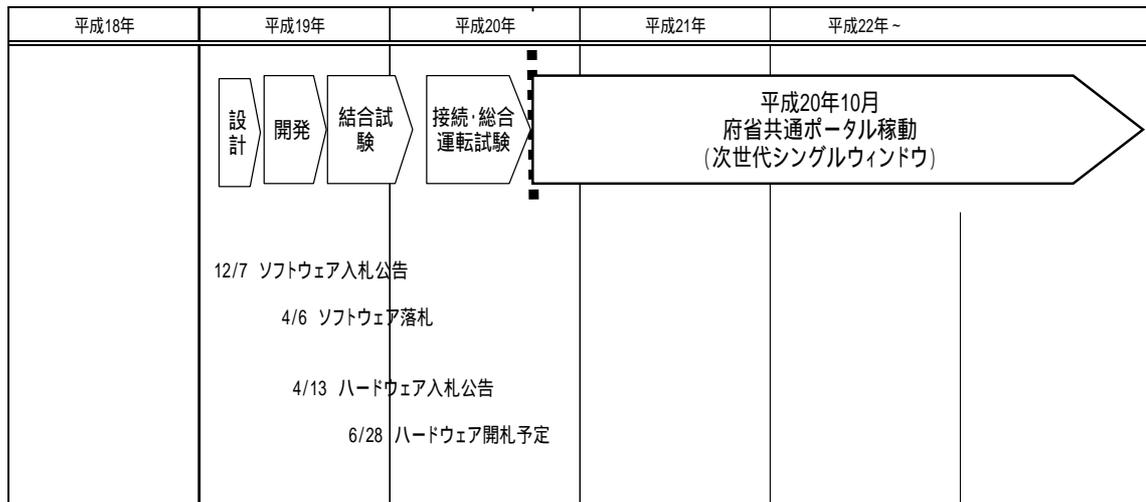
(国際経済連携 TF ヒアリング)

<意見交換テーマ1> 「真に利便性が高い次世代シングルウィンドウの構築」について

(1)【財務省・国土交通省】平成20年10月稼働予定の「次世代シングルウィンドウ」について、現時点での具体的なシステム開発の進捗状況及び今後のスケジュールについて、工程表等を用いて、具体的にお教え願いたい。

(回答)

- 平成20年10月稼働予定の次世代シングルウィンドウ(府省共通ポータル)については、平成18年12月7日にソフトウェアに係る入札公告を行い、平成19年4月6日に開札となった。ハードウェアについては、平成19年4月12日に入札公告を行い、6月28日に開札予定である。
- 今後、プログラム等の開発を行ったのち、平成19年8月頃から結合試験を、平成20年4月頃から接続・総合運転試験を行い、平成20年10月に、次世代シングルウィンドウを稼働させる予定である。



(2)【国土交通省】「次世代シングルウィンドウ」稼働予定の平成20年10月においても、港湾関連手続の申請書式の統一化・簡素化がなされず、一つの入力作業で完了する真のワンストップ・サービスの実現がなされない状況と聞いている。これら港湾関連手続の統一化・簡素化について、どのように進めていくお考えか、貴省のお考えをお聞かせ願いたい。

(回答)

(3)【財務省・国土交通省】我が国の輸出入の円滑化のためには、貿易相手国との電子的データによる各種手続の実現、特に、経済連携協定(EPA)が締結された諸国、これから締結が予定されているアセアン諸国との連携は重要な課題の一つであるところ。2012年に完成が見込まれるアセアン・シングルウィンドウ(ASW)と我が国のシングルウィンドウの接続が期待される。アセアン各国におけるナショナル・シングルウィンドウ(NSW)の構築状況、及び我が国のシングルウィンドウとの接続に関し、具体的検討のスケジュールをお示し願いたい。

(回答)

1. アセアンシングルウィンドウとは、通関手続を含む貿易関係書類の標準化・共通化、電子化を推進することで、アセアン域内の貿易円滑化を目指すものであり、2005年12月のASEANサミットにおける経済大臣会合の合意文書によれば、2008年までに加盟各国のナショナルシングルウィンドウを完成(ベトナム、ラオス、カンボジア、ミャンマーは2012年)し、2012年にはアセアンシングルウィンドウの完成を目指しているとされている。

また、アセアン加盟国の一部の国において、原産地証明書等の交換のための実証実験を行ったと聞いている。

2. 我が国は、平成15年7月より輸出入及び港湾手続のシングルウィンドウ化を進め、平成20年10月には次世代シングルウィンドウ(府省共通ポータル)を構築し、独立行政法人通関情報処理センター(NACCSセンター)が運営する予定である。

今後、財務省としては、NACCSセンターと協力しつつ、我が国のシングルウィンドウとアセアンシングルウィンドウが相互に接続された状態となるよう、利用者の意見も踏まえ、その実現に向けて交渉を行うこととしている。

(4)【財務省・国土交通省】「次世代シングルウィンドウ」については、平成20年10月の稼働以降も、ユーザー・フレンドリーな、真に利便性の高いシステム構築が求められ、不断の見直しが必要であると考えられるが、貴省のお考えをお示し願いたい。また、既に具体的な枠組み、スケジュールがあれば、お示し願いたい。

(回答)

次世代シングルウィンドウ(府省共通ポータル)稼働後(平成20年10月後)においても、利用者の意見を聞きながら、港湾管理者への手続、空港手続などの新規機能を機動的に追加するなど機能強化や必要な見直しを行うこととしている。

具体的には、港湾管理者への手続について、国土交通省において統一モデル様式を策定し、その統一モデル様式を各港湾管理者に採択要請することとしており、今後、府省共通ポータルの機能に追加したいと考えている。

また、空港手続についても、入国管理、検疫等の関係省庁の電子化を促進し、その状況を見つつ府省共通ポータルに追加するかどうか関係省庁と協議していくこととしている。

(5)【財務省・国土交通省】現在のNACCS（通関情報処理システム）センター業務における税関業務以外のサービスとはどのようなものがあるのか具体的にお教え願いたい。また「次世代シングルウィンドウ」体制下におけるNACCSセンターの位置付けについて、税関業務とそれ以外のサービスの取り扱い、及び港湾EDIとの運営一元化についてどのように考えているかお教えいただきたい。

(回答)

1. NACCSは、税関手続とこれに密接に関連する民間業務を処理する官民共同のシステムであり、税関業務以外の民間業務としては、貨物の管理・在庫業務、保税蔵置場所における保管料等の計算の業務、各種管理資料の作成業務がある。

2. 平成20年10月より、関係6府省7システム のインターフェース及びシングルウィンドウ機能の統合、申請窓口の一本化等を行う「府省共通ポータル(次世代シングルウィンドウ)」を構築することにより、国際物流の効率化・円滑化、コストの削減及び利用者の利便性を一層高めることとしている。

この「府省共通ポータル」は、輸出入及び港湾手続における基幹システムであり、NACCSセンターは、関係府省の合意のもと当該「府省共通ポータル」の開発・運営を行うことにより、国際物流における重要な役割を果たすものと考えている。

関係6府省7システム

財務省(通関情報処理システム(NACCS))、農林水産省(動物検疫検査手続電算処理システム(ANIPAS))、輸入植物検査手続電算処理システム(PQ-NETWORK))、厚生労働省(輸入食品監視支援システム(FAINS))、経済産業省(貿易管理オープンネットワークシステム(JETRAS))、国土交通省(港湾EDIシステム)、法務省(乗員上陸許可支援システム)

3. NACCSは、これまでも貨物管理等の民間業務を行うとともに、他省庁システムとの連携(シングルウィンドウ化等)民間の貿易関連システムとの連携を行っており、また、次世代シングルウィンドウ稼働後も港湾管理者への手続、空港手続などの新規機能を機動的に追加し機能強化を図ることとしている。

4. また、アジアゲートウェイ戦略会議の物流(貿易関連手続)に関する検討会において、NACCSと港湾EDIとの一本化について、その具体策を検討し結論を得ることとなり、今後、国土交通省と協議を行うこととしている。

< 意見交換テーマ2 >

「スピードとセキュリティが両立した国際的に優れた輸出入通関制度の確立」について

(1)【財務省・国土交通省・経済産業省】輸出入通関制度に関連するコンプライアンス・プログラムについて規定する「関税法」「輸出入管理社内規定」「特定航空貨物利用運送事業者 (Known Shipper/Regulated Agent) 制度」について、これら制度間の調和、共通項目の統一化・簡素化が重要と考えるが、貴省のお考えをそれぞれお示し願いたい。またその延長で、欧米等海外のコンプライアンス・プログラムとの相互認証を視野に入れた海外プログラムとの調和が必要と考えるが、その実現に向けた貴省の取組についてお示し願いたい。

(回答)

1. 「関税法に規定する法令遵守規則」、「輸出管理社内規程」及び「特定航空貨物利用運送事業者が定める航空保安計画」に係る制度間の調和化については、昨年12月より財務省、経済産業省、国土交通省及び日本経済団体連合会が協働で検討を行い、本年4月より実施している関税法令に規定する法令遵守規則においては、これらのコンプライアンス・プログラムの調和化及び各制度における相互補完的な運用を実施する内容としたところである。

(別添資料1参照)

2. こうしたコンプライアンスの優れた事業者の認定については、WCO(世界税関機構)において、昨年6月、AEO(注)ガイドラインが合意されたところであり、我が国の関税法に基づく制度についても、このガイドラインに準拠して策定されているところである。

欧米等海外のAEOプログラムとの連携に向けた取組みとしては、まず、米国との間で、我が国の輸出者に係る相互認証に向けた協議を開始したところである。

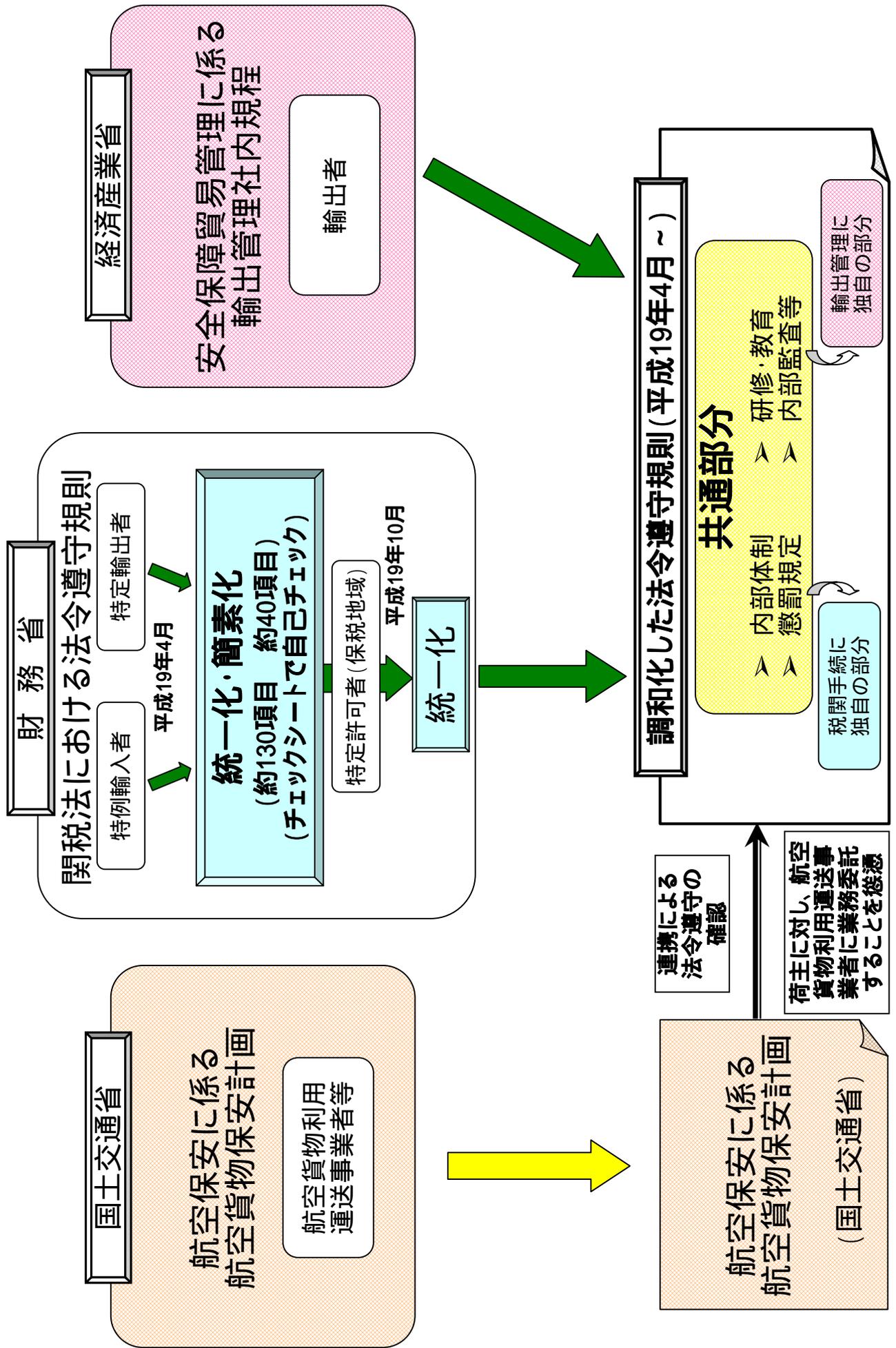
また、豪州と相互認証に向けた具体的な協議を開始したところである。

さらに、本年4月に開催された日中韓3か国関税局長・長官会議での合意を踏まえ、我が国と中国、韓国それぞれの間で、今後のAEOプログラムの方向性について研究を開始する予定である。

これらに加え、アジア諸国を対象とする「貿易円滑化に関する関税局長・長官会合」を本年2月に東京で主催したほか、米国、EC等との間で関税当局間におけるハイレベルでの政策対話を実施し、諸外国との意見交換や情報収集を行っている。また、EPA交渉等の機会を活用し、関税局実務レベルにより主要先進国やアジア諸国のAEO制度等を調査しているところである。

(注) AEO: Authorized Economic Operators. コンプライアンスの優れた輸出入者等を税関が認定し、通関手続の簡素化等の便益を与えるもの。

コンプライアンス・プログラムの簡素化と連携



(2)【財務省】特定輸出申告者制度、簡易申告制度等については、ユーザーの意見等も踏まえ、その利用拡大、制度改善が必要と考えられるが、貴省のお考えをお示し願いたい。なお、その際には、包括事前審査制度を含め、既存の制度下で承認された者が不便な状況とならないような、円滑な制度移行（包括事前審査制度を段階的に特定輸出者制度に移管する考えか？）が求められると思うが、今回の法改正ではどのように措置されているのか、また、今後はどのように進めていくのかお教え願いたい。

(回答)

1. 特定輸出申告制度及び簡易申告制度については、利用者からの要望等も踏まえ、平成19年度関税改正において、利便性の向上を図るための改善措置を講ずるとともに、コンプライアンス・プログラムの簡素化、申請者が法令遵守体制を自己評価するためのチェックリストの公表、承認申請に対する事務処理期間の短縮等、申請・承認手続の透明化・迅速化のための措置も併せて講じたところである。

今後、積極的な広報活動等を通じて、利用者の制度への理解を深め、両制度の利用が一層拡大するよう努めてまいりたい。また、両制度の活用が推進されるよう、利用者の意見等も踏まえつつ、引き続き制度及び運用の改善に取り組んでまいりたい。

2. 包括事前審査制度は、継続的に輸出する貨物について包括的に審査する運用上の施策であり、輸出者に関するコンプライアンス要件を定めるAEOガイドラインを満たすものではなく、国際的な相互認証を受けることは困難である。

一方、特定輸出申告制度は、輸出者に対し法令遵守規則の整備等を要件として、貨物を保税地域へ搬入することなく輸出申告を行うことを認める関税法に基づくものであるが、これは、2001年9月の同時多発テロ以降のセキュリティ強化と物流の円滑化の両立を求める国際的な議論を踏まえ、WCOのAEOガイドラインに準拠する形で、平成18年3月より導入したものである。

輸出者のコンプライアンス向上と国際物流の円滑化に加え、既述したような海外のAEO制度との相互認証を推進する観点から、包括事前審査制度を現在利用している者を含め、多くの輸出者が特定輸出者として申請・承認されることが求められているところである。このため、包括事前審査制度について、廃止に当たっては、平成20年末までの十分な移行期間を確保することとしつつ、上述したとおり、特定輸出申告制度の利便性向上のための措置を講ずるとともに、申請・承認手続の迅速化・透明化のための措置を行い、円滑な移行がなされるよう配慮しているところである。さらに、包括事前審査制度の利用者に対しては、特定輸出申告制度について、税関サイドから個別に制度及び申請・承認手続についての説明を行い、利用を働きかけているところである。

(3)【財務省】保税搬入原則における特例措置である「特定輸出申告制度」「簡易申告制度」等が様々な改善措置が講じられているが、特定輸出申告制度については、現在8社、簡易申告制度については、約2000社のみ認められているのが現状であるところ。利用者数が増加しない要因はどこにあるのか、また、利用者数が拡大するには、どのような方策が必要であるのか、貴省のお考えをお聞かせ願いたい。

(回答)

1. 平成18年3月より導入した特定輸出申告制度について、現時点で承認を受けた特定輸出者は11社となっている。これは、混載貨物については制度の利用を認めないとする制約を設けていたことや、申請・承認手続について、通達で示されていたものの利用者にとってなお分かりにくい面があったことなどが原因ではないかと考えている。さらに、包括事前審査制度との関係が明確でなかったことも一因と考えられる。

このため、平成19年度関税改正において、特定輸出申告を行う申告先の税関官署を弾力化することにより、運送途上の貨物についても特定輸出申告を可能とするほか、混載貨物を制度の対象とすることにより、本制度の利便性の向上を図るとともに、コンプライアンス・プログラムの見直しやチェックリストの公表など、申請・承認手続の透明化・迅速化についても併せて措置したところであり、こうした取組みにより、制度の一層の利用拡大を目指しているところである。

2. 一方、簡易申告制度については、現時点で承認を受けた特例輸入者は51社となっている。平成19年度関税改正において、法令遵守規則を定めていること等を承認要件に加えることにより、コンプライアンスの一層の高度化を図るとともに、貨物到着前の輸入申告及び事後の納税申告の一括化を可能とする措置を講ずることにより、本制度の利便性の向上を図ったところである。

また、特定輸出申告制度と同様、申請・承認手続の透明化・迅速化についても併せて措置したところであり、こうした取組みにより、制度の一層の利用拡大を目指しているところである。

3. さらに、両制度については、今後、積極的な広報活動等を通じて、利用者の理解を深め、利用が一層拡大するよう努めてまいりたい。また、両制度の活用が推進されるよう、今後とも利用者の意見等も踏まえつつ、制度及び運用の改善に取り組んでまいりたい。

(4)【財務省】今期通常国会に提出されている「関税定率法等の一部を改正する法律案」において、「特定輸出申告制度」の改正がなされ、申告先の税関官署の弾力化、混載貨物が対象となる等、その制度の改善、拡大が続いていることは高く評価できるところ。同制度は、コンプライアンスの優れた企業については、貨物を保税地域に入れることなく輸出申告許可を受けることができるものであるが、今後、本制度の拡大が続けば、輸出時における保税搬入原則の廃止も検討すべきと考えられるが、貴省のご意見をお示しいただきたい。

(回答)

- 1 . 特定輸出申告制度については、申告先官署の弾力化、混載貨物の対象化により利便性の向上を図るとともに、コンプライアンス・プログラムの見直しやチェックリストの公表など、申請・承認手続の透明化・迅速化についても併せて措置したところである。これらの取組みを通じ、今後、特定輸出申告制度の利用が拡大すれば、結果として多くの輸出者については、保税搬入の必要がないこととなるものと考えている。
- 2 . 一方で、大量破壊兵器関連物資や産業廃棄物等の輸出規制の遵守を確保するとともに、消費税免税等の濫用を防止するためには、コンプライアンスの確立していないその他の輸出者については、輸出貨物を保税地域において税関が必要に応じ検査を行なえる仕組みが確保されることが、E C 等と同様に必要である。このため、輸出時におけるいわゆる保税搬入原則の適用を一律に外すことは適当ではないと考える。

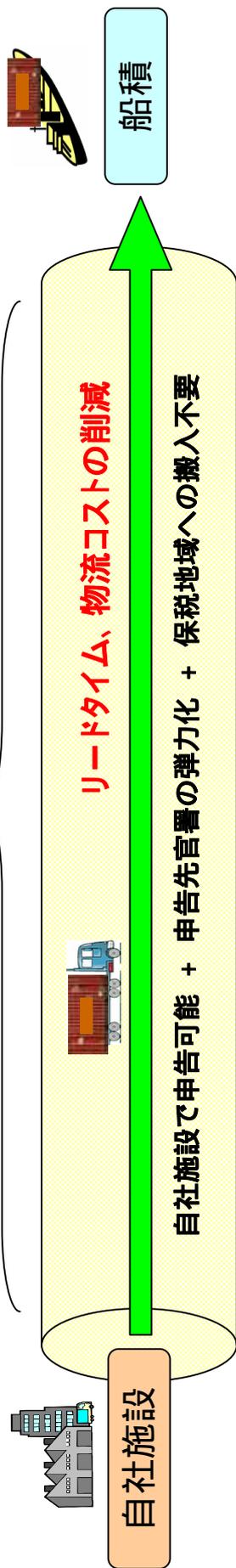
(別添資料 2 ・ 3 参照)

特定輸出申告制度の利用によるリードタイム・物流コストの削減

コンプライアンス(法令遵守)の優れた輸出者

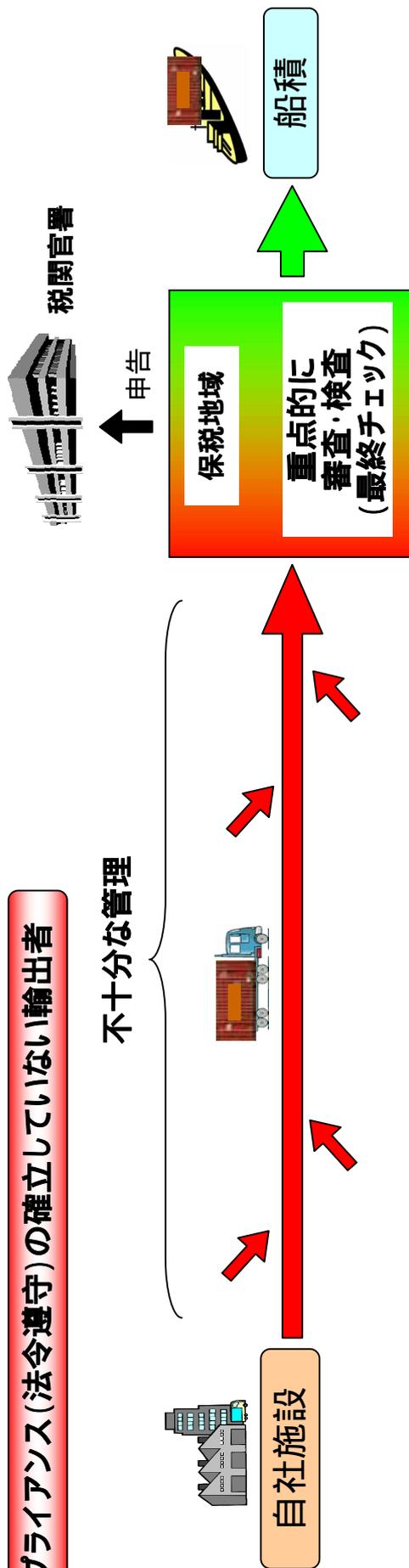
特定輸出申告制度の利用

サプライチェーンにおける適切な管理が可能



コンプライアンス(法令遵守)の確立していない輸出者

不十分な管理



- 安全保障管理(テロ対策等)
- 盗難自動車、盗難金属製品、産業廃棄物等

輸出における保税搬入原則について

概要

輸出者が、貨物を保税地域に搬入した後、輸出申告が行われ、税関による審査の上、許可（輸出許可をもって消費税等が免税）税関による許可後、貨物は外国貨物として内国貨物と分別管理され、税関の承認を得て、保税運送されて船舶（航空機）に積載され輸出

目的

- 保税地域に貨物が置かれていることから、税関は必要に応じ、現物の検査を行うことにより、大量破壊兵器や産業廃棄物等の輸出規制の遵守を確保
- 外国貨物の分別管理が確保されることから、消費税免税等の濫用を防止
- 保税地域における搬出入の記帳により貨物管理を確保

国際的な環境

- 米国のC-TPAT導入に伴う、仕出国（輸出国）における安全管理の強化
- 各国も、優良な輸出处に対し優遇措置を与えるプログラムを導入又は導入予定であり、他国との連携も視野に入れている

特定輸出申告制度

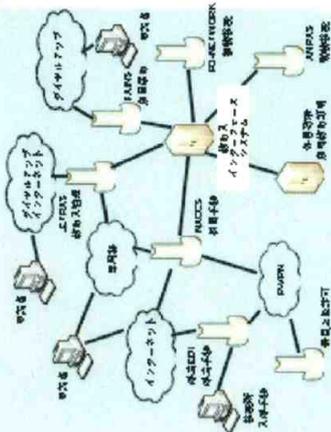
- 保税搬入原則を外す場合には、輸出者による厳正な貨物管理の確保が必要であり、貨物管理業務に係るコンプライアンスが優れた者を税関が認定。
- 民間事業者のコンプライアンス向上の取組みと税関における申請・承認手続の透明化・簡素化により、特定輸出者の大幅な増加を推進
- 特定輸出者に対する米国との相互認証

輸出入及び港湾関連手続の簡素化・迅速化への取組状況

シングルウィンドウ化

(平成15年7月23日)

平成13年8月の「国際物流改革プラン」（塩川イニシアティブ）を受けて、Sea-NACCS（通関情報処理システム）、港湾EDIシステム等関係6府省7システムを連携・接続し、複数の手続を1回の入力・送信で可能とするシングル・ウィンドウ化を実現



更なる手続の簡素化・統一化

FAL条約対応

(国際海上交通簡易化条約)

(平成17年11月1日)

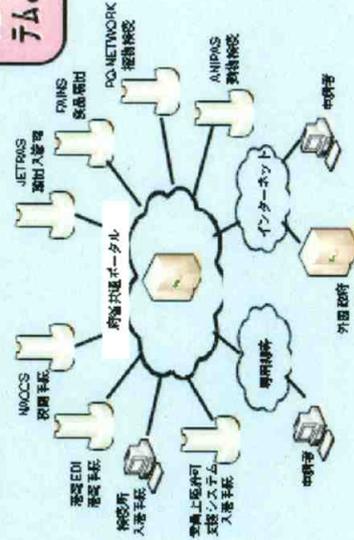
- 各官庁統一申請様式の採用
16種類 → 8種類
- 入港前手続様式の策定
5種類 → 1種類
- 入出港届等の項目を簡素化
600項目 → 200項目

- システムによる電子申請にいても入力項目の簡素化等を実施
- 関税法、港湾法、港則法等の改正
- 申請情報の反復利用（平成18年3月）港湾EDIシステム利用者にはNACCSに登録された船舶情報の参照が可能

システム業務の統一化

- 関係6府省7システムに係る府省共通ポータルを構築し、申請窓口を統一
- 入港前統一申請業務の統一
7業務 → 1業務
- 入港届業務の統一
2業務 → 1業務
- 出港届業務の統一
2業務 → 1業務

次世代シングルウィンドウイメージ図



次世代シングルウィンドウ

(平成20年10月稼働予定)

(稼働後～)

地方港湾手続、空港手続などの新規機能の機動的な追加

新規機能の追加

国内外のシステムとの連携

NACCSと国内外の港湾・貿易・物流システムとの連携強化